

頁	項目	行	誤	正	
10	本則	1.1	1行目	…危険な状態にある人員または船舶を、 <u>可能な限り</u> 救助をしなければならない。	…危険な状態にある人員または船舶に対して、 <u>可能な限りのあらゆる</u> 救助をしなければならない。
16	本則	19.2(b)	1行目	自艇と <u>障害物</u> の間の	自艇と <u>障害物</u> の間の
24	本則	42.3(h)	1行目	…艇がそのレースで <u>著しく</u> 有利に…	…艇がそのレースで <u>明らかに</u> 有利に…
25	本則	44.1(b)	2行目	…シリーズにおいて <u>著しく</u> 有利となった場合には、…	…シリーズにおいて <u>明らかに</u> 有利となった場合には、…
26	本則	44.3(b)	1行目	艇が得点ペナルティを履行 <u>する</u> 場合、…	艇が得点ペナルティを履行 <u>した</u> 場合、…
27	本則	48	1行目	『 <u>海上における衝突予防のための国際規則</u> 』	『 <u>海上における衝突予防のための国際規則</u> 』
37	本則	69.1(a)	7行目	…正当な理由が <u>ある</u> 場合には、…	…正当な理由を <u>示した</u> 場合には、…
38	本則	69.1(d)	2行目	…した場合には、 <u>69.1(c)</u> に基づき…	…した場合には、 <u>規則69.1(c)</u> に基づき…
71	付則	C6.6(b)	1行目	…違反がマッチの結果に <u>著しい</u> 影響を与えなかった…	…違反がマッチの結果に <u>明らか</u> な影響を与えなかった…
82	付則	D5.2	1行目	…艇の順位が <u>著しく</u> 悪くなり、…	…艇の順位が <u>明らか</u> に悪くなり、…
111	付則	K18	1行目	…、 <u>艇は、レース中</u> 無線送信も、…	…、 <u>レース中の艇は、</u> 無線送信も、…
121	付則	L16.6	1行目	指示11.3、18、21、23、24、 <u>25 および26</u> の違反は、	指示11.3、18、21、23、24、25、 <u>26 および27</u> の違反は、
123	付則	L20	4行目	…または <u>計測員</u> により…	…または <u>メジャー</u> により…
131	付則	M2	5行目	…なければならない <u>(規則63.7)</u> 。	…なければならない <u>(規則63.8)</u> 。
137	付則	N3.4	1行目	…、そのパネルは休会と <u>し</u> 、…	…、そのパネルは休会と <u>することができ</u> 、…
143	定義	障害物	6、7行目	<u>レース中の艇を含む航行中の船舶は、1艇では連続した障害物ではない。</u>	<u>レース中の艇を含む航行中の船舶は、連続した障害物ではない。</u>
43	本則	86.1(b)	3行目	<u>マークに囲まれたゾーンを…</u>	<u>マークの周りのゾーンを…</u>
120	付則	L14.4	2行目	『 <u>最初のペナルティ</u> 以降の…	『 <u>2回目</u> 以降の…
142	定義	フェッチング	2行目	…通過できる <u>コース上</u> の位置に…	…通過できる <u>位置</u> に…
* 31	本則	61.2(b)	—	インシデント。 <u>発生した場所と時刻</u> を含む。	インシデント。 <u>いつどこで発生したか</u> を含む。
* 125	付則	L27	1行目	…、 <u>艇は、レース中</u> 無線送信も、…	…、 <u>レース中の艇は、</u> 無線送信も、…
* 189	索引			クラス協会：76.2、 <u>88.1(d)</u> 、G1.1(c)、G2	クラス協会：76.2、 <u>89.1(d)</u> 、G1.1(c)、G2
* 193	索引			スタート、レース：26、 <u>B3.2</u> 、B4.2、C3.1、E3.5	スタート、レース：26、 <u>B3.3</u> 、B4.2、C3.1、E3.5
* 197	索引			<u>ルーム</u> [を求めて声をかける]：20.1、C2.6(a)、 <u>C2.7</u>	<u>ルーム</u> [を求めて声をかける]：20.1、C2.6(a)

*	43	本則	86.3		・・・、 <u>規則を発展させるために変更するまたは提案された規則を試すのであれば、</u> ・・・	→	・・・、 <u>提案された規則を改善するためまたは試すために、規則を変更する場合には、</u> ・・・
*	99	付則	J1.2		・・・、 <u>適用予定のもの、および競技者が大会に参加するかどうかを決定することに役立つ事項、または帆走指示書入手する前に必要となるその他の情報を知らせる事項である、次のようなあらゆる事項を</u> ・・・	→	・・・、 <u>次の事項のうち、適用され、競技者が大会に参加するかどうかを決定することに役立つ、または帆走指示書入手する前に必要となるその他の情報を知らせる事項すべてを</u> ・・・
*	37	本則	68	最終行	・・・ならない。	→	・・・ならない。『 <u>日本セーリング連盟規程2参照</u> 』
*	37	本則	69.1(c)	最終行	『日本セーリング連盟規程2参照』	→	『日本セーリング連盟規程3参照』
*	38	本則	69.2(a)	最終行	『日本セーリング連盟規程2参照』	→	『日本セーリング連盟規程3参照』
*	39	本則	70.3	最終行	『日本セーリング連盟規程3参照』	→	『日本セーリング連盟規程4参照』
*	39	本則	70.5	最終行	『日本セーリング連盟規程3参照』	→	『日本セーリング連盟規程4参照』
*	41	本則	76.1	最終行	『日本セーリング連盟規程4参照』	→	『日本セーリング連盟規程5参照』
*	42	本則	78.2	最終行	『日本セーリング連盟規程5参照』	→	削除
*	44	本則	86.3	最終行	・・・適用しない。	→	・・・適用しない。『 <u>日本セーリング連盟規程7参照</u> 』
*	46	本則	91	最終行	『日本セーリング連盟規程7参照』	→	『日本セーリング連盟規程8参照』
*	37	本則	69.1(a)	2行目	・・・ <u>受け取ったの報告</u> から、・・・	→	・・・ <u>受け取った報告</u> から、・・・
*	24	本則	42.3(c)	3行目	・・・目的で、 <u>シートやガイを引いてどのセールでもコントロールすることができる。</u>	→	・・・目的で、 <u>どのセールをコントロールしているシートやガイでも、引き込んでよい。</u>
*	11	本則	5	表題	<u>アンチドーピング</u>	→	<u>ドーピング防止</u>
*	11	本則	5	1.2行目	競技者は、世界 <u>アンチドーピング機関</u> の規則である、世界 <u>アンチドーピング</u> 規定およびISAF規定21[ <u>アンチドーピング</u> 規定]・・・	→	競技者は、世界 <u>ドーピング防止機構</u> の規則である、世界 <u>ドーピング防止</u> 規定およびISAF規定21[ <u>ドーピング防止</u> 規定]・・・
*	31	本則	61.1(a)(3)	1.2行目	<u>関与した艇に顕著な損傷または傷害を伴うインシデントで、かついずれかの艇が抗議しようとする場合には、</u>	→	<u>インシデントに伴う損傷または傷害が、関与した艇にとって明らかであり、そのうちの1艇が抗議しようとする場合には、</u>

初版製本をお持ちの方・・・上記すべてを反映お願いします。

第二版製本をお持ちの方・・・\*印のみ反映お願いします。